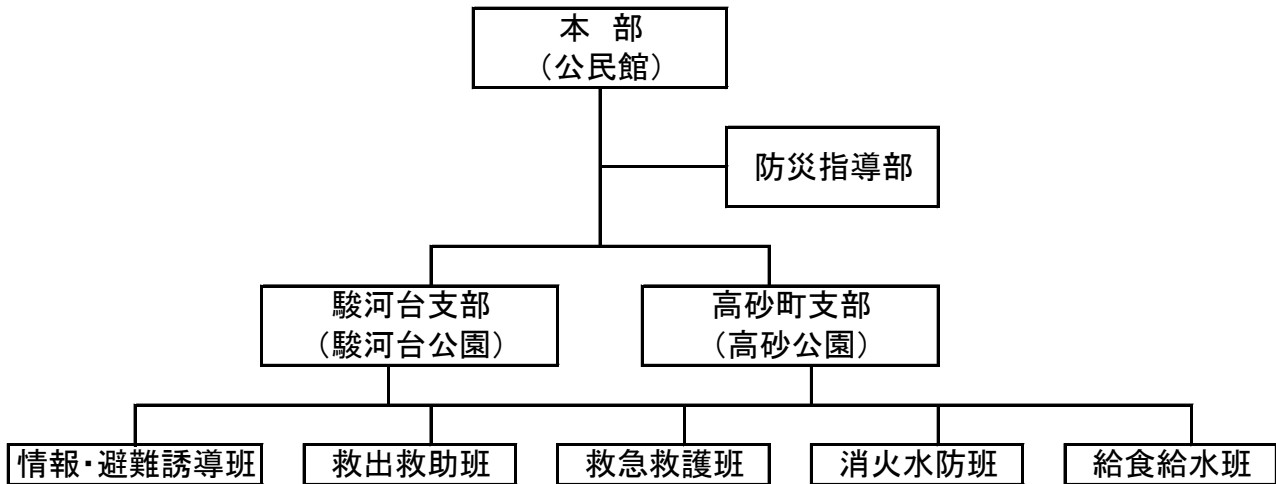


駿河台自治会自主防災会組織

巨大地震、豪雨等の災害発生時の駿河台自主防災会組織をここに定める。

- ① 本部は公民館に設営し、防災活動全体を統括、推進する。
- ② 駿河台、高砂町に支部を設営し、組長、副組長、防災員が指揮下に入る。
- ③ 防災指導部とはボランティアで参加協力する自治会のメンバーで、必要に応じて各部署に所属する。



災害発生時の活動基準

- (1) 都合のつく防災会組織の役員及び住民は公民館に集合する。
- (2) 本部長不在の場合でも組織の上位の方々が中心となって本部、駿河台支部、高砂町支部を設営する。
- (3) 本部の設営
 - ① 本部は公民館に設営し、玄関に本部の表示をする。
 - ② 無線機・本部要員の食料・飲料水を用意する。
- (4) 支部の設営
 - ① 駿河台支部および高砂町支部をそれぞれの公園に設営し、支部の表示をする。
 - ② 必要によりテントを設置し、テーブル、椅子等を配置する。
 - ③ 無線機・支部要員の食料・飲料水を用意する。
- (5) その他
 - ① 準備出来次第、情報収集と支援活動に入る。
 - ② 本部・駿河台支部・高砂町支部の無線機の交信ができる体制をとる。
 - ③ 具体的内容は任務分担表・マニュアル等による。
- (6) 運用マニュアル

本部、各支部及び各班の具体的活動内容並びに準備すべき物等は其々のマニュアルに定める。

- ① 本部・支部マニュアル
- ② 情報・避難誘導班マニュアル
- ③ 救出救助班マニュアル
- ④ 救急救護班マニュアル
- ⑤ 消火水防班マニュアル
- ⑥ 給食給水班マニュアル

以上

